

受験上の配慮の申請に当たって

- 大学入学共通テストにおいては、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態等に応じた受験上の配慮を行います。
- 主な受験上の配慮の内容は、「4 受験上の配慮事項」(→6 ページ)を参照してください。
 なお、6 ページに記載がない配慮事項についても申請できます。
 また、「4-2 受験上の配慮内容」(→8~15 ページ)には、障害等の種類や程度ごとに、代表的な配慮事項を例として示していますので、申請する配慮事項を決める際の参考としてください。
- 受験上の配慮を希望する場合は、この冊子をよく読んで、申請方法(受験上の配慮申請書の記入方法や申請書類の組合せ等)を確認し、申請してください。
- 申請のあった配慮事項については、大学入試センターにおいて審査を行い、その結果を「受験上の配慮事項審査結果通知書」により通知します。手元に届いたら、申請した配慮事項に漏れ等がないか確認してください。(→25 ページ)
 さらに、12 月中旬までに送付する「受験上の配慮事項決定通知書」は、試験当日、受験票等とともに試験場に持参してください。

申請時期		受験上の配慮事項 審査結果通知書	受験上の配慮事項 決定通知書
出願前申請	8月3日(月)～ 9月4日(金)	9月下旬までに送付	12月中旬までに送付
	9月7日(月)～ 9月25日(金)	11月下旬までに送付	
出願時申請	9月28日(月)～ 10月8日(木)		

※ 大学入学共通テストの出願後であっても、不慮の事故等(交通事故、負傷、発病等)のため受験上の配慮を希望する場合は、申請することができます。(→28 ページ)

受験上の配慮についての事前相談

大学入試センターでは、大学入学共通テストの受験上の配慮に関する事前相談を随時受け付けています。受験上の配慮について疑問点や分からないこと等があれば、出願前申請期間・出願受付期間にかかわらず、できるだけ早めに大学入試センター事業第1課(→裏表紙)に問い合わせてください。

また、障害等の種類と程度によっては、志望大学の個別学力検査等や修学上(入学後の大学生活等)の配慮が必要となることがありますので、別途、志望大学が定めている期日までに、志望大学に相談してください。